

高松市新市場販路開拓 事業補助金

販路開拓にチャレンジする事業者の
見本市等出展を支援します！

令和8年

4/23(木)~

受付開始

補助上限額

【国内枠・オンライン枠】

35万円

【国外枠】

55万円

補助率

3分の2 (J-Startup等選定企業[※]は4分の3)

※J-Startup等選定企業とは
「J-startup」、「J-startup Impact」、「J-startup WEST」
のいずれかに選定された企業をいいます。

補助対象者

高松市内に
主たる事業所（個人の
場合によっては、
住所）を有する
中小企業者

※令和7年度に高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金の交付を受けた中小企業者は補助対象となりません。

補助対象事業



国内枠	国内（香川県外に限る）で開催される見本市（BtoB）へ自社製品等を出展する事業
国外枠	国外で開催される見本市（BtoB）へ自社製品等を出展する事業
オンライン枠	オンライン見本市（BtoB）又は越境ECモールへ自社製品等を出展する事業（越境ECモールは新規出展に限る）

補助対象経費

出展費、広告宣伝費、委託費、製品等運搬費、旅費等

補助対象となる広告宣伝費と旅費は、国内枠は合計15万円（税抜き）、国外枠は合計24万円（税抜き）、オンライン枠において補助対象となる広告宣伝費は合計15万円（税抜き）を上限とします。

申請方法

交付申請前に、市ホームページの申込みフォームから「事前相談の申込み」を行ってください。申込み後、市が定める支援機関において「専門的指導」を受ける必要があります。

留意事項

事前相談の申込みにおける補助申請予定額が予算上限に達した時点で受付を終了します。

【問合せ先】

高松市産業振興課（平日午前9時から午後5時まで）

TEL：087-839-2411

Mail:shoukou@city.takamatsu.lg.jp

本補助金の詳細
はこちらから

